

道路等除草業務委託特記仕様書

第1節 総 則

第1条 適 用

- 1 本業務は、本特記仕様書に定めるもののほか、三重県公共工事共通仕様書及びその他関係法令の規定について適用するものとする。
- 2 「ナフサ由来の建設資材に対する特例措置について（令和8年8月17日）」を適用するものとする。（三重県 HP「三重県の公共事業情報」を参照）

第2条 通報等

業務施行中に法面の陥没、亀裂等の異常箇所を発見したときは、すみやかにその状況を監督職員に報告するものとする。

第3条 廃棄物の処理

- 1 刈り取った草木等は、太さ 10 cm以下、長さ 1m 以下になるよう切断し、大王清掃センター（大王町波切 2 3 2 1）または旧阿児一般廃棄物最終処分場（阿児町鵜方 2 6 3 7 - 7 7）へ搬入するものとする。
なお、搬入方法等は監督職員の指示によるものとし、搬入記録（日時、搬入量、搬入回数）、搬入状況写真（搬入毎に撮影）を提出するものとする。
- 2 業務施行に伴い発生する空き缶等は適正に処理し、第三者への損害及び公衆に迷惑をかけないようにしなければならない。

第4条 発注者の確認等

- 1 現場写真は、施工の場所および規模が判別できるものとし、同一位置から業務の着手前、作業中及び完了後撮影したものを業務実施報告書に添付して提出するものとする。
- 2 その他出来高の確認に必要な資料は業務施行の都度正確に記入、整備し、業務実施報告書に添付して提出するものとする。

- 3 除草作業終了後は、段階確認により発注者が刈幅及び刈高について確認を行うものとする。

第2節 除 草

第5条 作業時期

除草作業は10月中に行うものとする。

第6条 作業計画

- 1 除草作業は、原則としてその日の作業区間について、後片付け及び清掃まで完了させる方法で施行するものとする。
- 2 除草作業中、バリケード、セフティコーン、標識等を用い交通の安全を図らなければならない。また交通誘導警備員の指定のある場合（数量計算書等に明記）には、交通誘導警備員を配置して交通の安全を図らなければならない。なお、交通誘導警備員の指定のない箇所において、交通誘導警備員が必要な場合には監督職員と協議すること。

第7条 除 草

- 1 除草作業の種別は、機械除草（ハンドガイド式又は肩掛け式）及び人力除草とする。
- 2 除草は、刈り残しのないよう行うものとし、刈り取った草は、片付けむらがないよう、すみやかに処理しなければならない。
- 3 除草に先立ち、立竹木の伐採を行うとともに、空き缶等異物を除去しなければならない。なお、除草面積外であっても委託区間内の空き缶等異物の除去、縁石及び狹隘部の除草等は必ず行うものとする。

第8条 機械除草（ハンドガイド式）

地上高5cm程度に刈り取るもので、比較的平滑な法面（1：2程度以下の法面）とする。

第9条 機械除草（肩掛け式）

地上高 5cm 程度に刈り取るもので、道路の法面等（1:2 程度より急な法面）とする。

第10条 人力除草

地上高 5cm 程度に刈り取るもので、構造物等障害物が頻繁にあり、肩掛け式を使用できない場合とする。

第3節 その他

第11条 提出書類

本業務において提出する書類は、次のとおりとする。

- ・業務着手届
- ・実施計画表
- ・業務計画書
- ・現場代理人選任通知書
- ・建設業退職金共済事業に係る証紙購入状況報告書
- ・段階確認書
- ・業務実施報告書
- ・業務写真
- ・完成写真
- ・業務委託完成報告書
- ・その他監督職員の指示するもの